

# 福山市立御野小学校いじめの防止基本方針

2024年（令和6年）4月策定

## 1 策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条をふまえ次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

具体的ないじめの態様には次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を用いたインターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうることをふまえ、より根本的ないじめの問題克服のために、次の視点にもとづいて取組を推進する。

### (1)いじめの未然防止

全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを築き上げていく。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について地域、家庭に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する。

## **(2)児童の主体的な活動の推進**

児童が自立して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、はげみ議会（児童会）を中心とした「なかよし集会」や「はげみ議会からの呼びかけ」といった活動等を行い、各学級においても主体的な活動を推進する。

## **(3)いじめの早期発見・早期対応**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、本校では学期毎の定期的なアンケート調査や教育相談体制の充実、児童面接の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

## **(4)いじめの組織的な対応**

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、複数で事情を確認した上で適切に指導する。教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことで指導が遅れることを防ぐため、学校全体で情報を共有し「いじめ防止委員会」を中心に組織的に対応する。事案に応じ、家庭や福山市教育委員会への連絡・相談や関係機関（警察、こども家庭センター、医療機関）との連携を行う。

## **(5)地域や家庭との連携**

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携を行う。（PTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。）

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## **4 実施体制**

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを認知した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的・実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を設置し、組織的に対応する。

## **5 いじめの防止等に係る具体的な対応**

「いじめ防止委員会」は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について総括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定・実施
- (3) いじめの防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (5) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・周知
- (6) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る学期毎の定期的アンケート調査と個別面談の実施

- (7) 「いじめ対応マニュアル」の作成と実行管理
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

## 6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4 実施体制」に掲載した「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成する。発生事案について、「いじめ防止委員会」において重大事態と判断した場合は、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを優先としながら、福山市教育委員会と連携し適切な対処や調査を迅速に行う。

### (1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、(児童が自殺を企図した場合 等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。)

### ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報収集及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) PTA役員との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

### イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

### ウ 再発防止への取組

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとで指導計画の作成
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

## 7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 「いじめ防止委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 「いじめ防止委員会」において、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。